教職員の長時間勤務解消に関する項目

府立学校においては、平成22年5月に「勤務時間の適正な把握のための手続き等に関する要綱」を策定し、府立学校における教職員の勤務時間の適正な把握に努めているところ。

　平成24年10月から退勤スリットを実施したことを踏まえ、勤務時間管理者である校長等が時間外等実績を把握することとした。また、１月あたりの時間外等実績が80時間を超える者に対しては、ヒアリング等を実施し、当該時間外等実績に係る主な業務内容等について把握の上、必要に応じ、業務処理方法の改善に関する指導若しくは助言を行うこととしたところ。

　教職員の働き方改革については、平成30年３月に策定した「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討していく。

　令和２年４月には、給特法の改正等を踏まえ、時間外在校等時間の上限を定める「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」等を施行し、より一層の取組みを求めることとしたところ。

　更なる働き方改革の推進のために、関連諸規程及びこれらに規定される必要な取組みの周知徹底を図っていく。

　学校における休憩時間については、条例等に基づき付与しているところであり、学校職場の実態を踏まえ、適切に運用されていると認識している。

　なお、休憩時間の適切な運用については、「校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取ること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。」として各学校に指示しているところ。

　今後とも、教職員の勤務時間の適正な把握に努めるとともに、勤務時間を意識した働き方の推進に向けて取組みを進めていきたい。

教職員の負担軽減に関する項目

教職員の配置については、標準法に基づき、学級数に応じて措置することを基本として措置するとともに、より効果的に教員を配置する観点から、各学校の実情や取組状況などのヒアリングを行い、その結果をもとに教員加配を行っているところ。

　府の財政は極めて厳しい状況であるが、今後とも、国において措置される定数を最大限に確保し、教育水準や教育課題への対応を踏まえながら、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

教職員の負担軽減に関する項目

観点別学習状況の評価の実施にあたっては、「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」を踏まえ、各校の実態に応じて、令和４年度に向けて準備を進めていただいていると認識している。

　今後、教育課程協議会等において、好事例の共有に努めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

　生徒の学習状況の評価については、各校が学習指導要領の趣旨等をふまえ、適切に観点別学習状況の評価を実施することができるよう、「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」を作成したところ。今後とも、好事例を共有するなど支援に努めていく。

教職員の安全衛生に関する項目

　学校内での感染防止のための清掃・消毒作業については、令和２年５月26日作成の「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～」等において、実施の方法等を記載し、Ver.2から示しているとおり、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の作業を取り入れること、並びに、児童生徒等や教職員の感染が判明した場合についても、保健所の指示の下、学校薬剤師等と連携して消毒を実施していただいたところ。

　心の不安に関しても、マニュアルにおいて「偏見や差別・いじめへの対応」の項目を設け記載するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る啓発動画の周知などを実施した。

　府のマニュアルについては、今後も状況に応じ、適宜改訂を行うとともに、必要な情報について提供していきたい。

　また、学校における感染症対策のために必要な物品については、府の令和２年補正予算（４号補正）にといて、アルコール製剤やハンドソープ、定期健康診断実施時に必要な物品を府立学校に配布し、活用していただいたところ。

　感染症対策に活用できる経費についても、国の補正予算に計上された「学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）」及び「学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）」に対応するため、府の令和２年度及び令和３年度の補正予算において予算を確保し、令和２年度及び令和３年度に各府立学校へ配当を行ったところ。

　上記予算を活用しながら、各学校の実情に応じた感染症対策に努めていただきたい。また、上記補助金においては、感染症対策の１つとして、校内消毒等に必要な委託経費等も含まれており、学校の実情に応じ、活用いただいた。

教職員の負担軽減に関する項目

　今後、感染症等により再び臨時休業となった場合、生徒への学習を保証する観点から、オンライン授業を通し、家庭での学習を支援することは重要と考えている。

　また、教育用プラットフォームによる生徒の学習等の支援については、教職員の負担軽減という観点からも平常時を含む積極的な活用について研究を進めていく。

教職員の育児にかかる環境整備に関する項目

府教育庁では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年４月から５年間を前期計画期間とする大阪府教育委員会特定事業主行動計画を策定、また、本年10月には令和２年４月から５年間を後期計画期間とする新たな計画を策定し、次世代育成の趣旨から、子育て中の教職員の支援に向けた取組みを進めてきたところ。

育児休業等の男性職員の取得促進については、子育て推進月間、育児短時間勤務の導入などに加えて、平成22年６月から、配偶者の就業状況にかかわらず育児休業を取得可能とする改正等を行ってきた。

また、次世代育成の観点から、平成28年７月より、男性の育児参加休暇の取得可能期間を産後16週まで拡大したところ。

さらに、教職員の休暇・休業制度の理解向上と取得促進につなげるため、平成27年度、庁内ウェブページに「教職員のための子育て支援ポータルサイト」を立ち上げた。

　また、教職員の制度理解を図るための資料として、育児に関して利用可能な制度を一覧にした表を作成し、子育て支援ポータルサイトで掲載するなど、内容を充実させてきたところ。

　併せて、ポータルサイトの周知を図るため、教職員向けのポータルサイトである全校トップページにおいて、全教職員に向けて紹介している。

引き続き、子育て中の教職員をはじめ、すべての教職員が働きやすい職場環境づくりに努めていく。

　育児休業の取得に伴う代替措置については、業務に支障が出ないよう、各学校の状況等をお聞きしながら適切に対応していく。

教職員の負担軽減に関する項目

　府立高校の配置については、大阪府立学校条例第２条において、「教育の普及及び機会均等を図りつつ、将来の幼児、児童及び生徒の数、入学を志願する者の数の動向、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情を総合的に勘案し、効果的かつ効率的に配置されるよう努めるものとする。」また「入学を志願する者の数が三年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする。」と規定している。

　こうした条例や平成25年３月に策定した「府立高等学校再編整備方針」を踏まえ、平成30年11月、令和元年度から令和５年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定した。

　同計画においては、今後における府内公立学校の総募集定員の試算等を踏まえ、府立高校・市立高校を合わせて８校程度の募集停止を行うこととしているが、個別校については、学校の特色や地域の特性、志願状況を踏まえて精査することとしている。

　府教育委員会としては、府立高校の教育の内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から条例及び計画に基づき再編整備を進めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

　府教育委員会としては、生徒の興味・関心や適正・進路希望に応じた進路選択ができるようにするため、また府立高校においてアドミッションポリシーに適う生徒の選抜を導入したことに対応するため、学校の特色ある取組みなど、可能な範囲で学校の教育活動について情報発信するよう、各校に指示しているところ。

　「学校説明会」「中学校訪問」は、中学生や保護者に対して適切な進路情報を提供できる場として、実施するものであり、ご理解をお願いする。

教職員の負担軽減に関する項目

入学者選抜業務において、実施計画を作成するにあたっては、勤務時間内での計画をお願いしている。また、入学者選抜の学力検査当日、教職員は、受験生の集合時刻以前の時刻から備える必要があることから、事前に、学校の実態に合わせて勤務時間を繰り上げる措置をとっていただくようお願いしている。なお、週休日の勤務が生じた場合は、週休日の振替が確実に行われるよう指導している。

部活動に関する項目

生徒の自主性、教職員の自発性に基づいて成り立っている部活動は、一方的な職務命令による活動ではないが、学習指導要領において、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することと明記され、生徒に対する教育的効果も大きいと認識している。

部活動の運営については、平成14年３月に「部活動の適切な運営について」を、また平成24年７月に「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」を各学校に通知しており、平日の活動はできるだけ勤務時間内に終えることとし、また週休日の活動については、学校週５日制の趣旨を踏まえ、各学校や地域の実情を考慮して、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施するよう指示している。

また、府立学校においては、教職員の多忙化解消に向けて、「ノークラブデー（部活動休養日）」を平成29年４月１日から実施し、平成31年２月に、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、「大阪府部活動の在り方に関する方針」を策定したところ。

職場環境の改善に関する項目

　普通教室及び教職員室への職員室へのエアコンの設置については、既に完了しているが、特別教室への設置については、教育環境の充実に資するため、全府立学校を対象に関係各課と連携を図りながら、特別教室の一部に平成23年度より５か年計画で設置を進めてきた。

　準備室への設置についても強い要望があることは十分に認識しているが、厳しい財政状況の中、困難な状況。

　また、ランニングコストについては、厳しい財政状況ではあるが、今後とも予算の確保に努めていく。

　学校管理費については、従前から学校のご意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところ。

　厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、光熱水費をはじめ、必要な予算額の確保に努めていきたい。

ＩＣＴ環境整備に伴う教職員の業務負担軽減に関する項目

府立学校の学習活動において円滑にＩＣＴ機器を活用できるよう、学校情報ネットワーク及び統合ＩＣＴネットワーク（校務処理システム等）を全校に整備し、順次、システムや端末機器等の更新を進めているところ。

また、円滑な運用のため、全教職員を対象とした電話及びメールによるサポート窓口（府立学校ネットワークサポートセンター）を設置し、操作方法等に関するサポートを行っているところ。

職場環境の改善に関する項目

施設・設備については、学校とのヒアリング等を通じ、学習環境の保全や安全性の確保に留意の上、整備に努めているところ。

今後とも、学校・関係各課と充分協議し、実情に応じた施設・設備の整備に努めていく。

学校管理費については、従前から学校のご意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めていきたい。